

秋田県立秋田きらり支援学校長 様

## ICT 機器借用書

## 1 使用内容

学校名等	学校名等 借用者（取扱責任者）職・氏名 <span style="float: right;">⑩</span> 住所 〒 電話 使用者 *借用者と使用者が異なる際は使用者情報を記入してください （ 所属・氏名 ）
使用場所	
使用目的	*モバイルWi-Fi ルーターのみ借用の場合は接続機器を記入してください。 （ 例：iPad、ノートPC ）
借用期間	令和 年 月 日（ ）～ 令和 年 月 日（ ）

## 2 借用する ICT 機器 \*借用機器の左枠に○を記入してください。

機器名	備考 *返却時に確認してください
iPad	<input type="checkbox"/> 充電器 <input type="checkbox"/> ケーブル <input type="checkbox"/> ケース
テレプレゼンスロボット kubi	<input type="checkbox"/> 充電器 <input type="checkbox"/> ケーブル <input type="checkbox"/> 台座
モバイルWi-Fi ルーター	<input type="checkbox"/> 充電器 <input type="checkbox"/> ケーブル
タブレットスタンド	
アーム型タブレットスタンド	
三脚	<input type="checkbox"/> 三脚ケース
充電式モバイルバッテリー	<input type="checkbox"/> 充電用ケーブル
Web カメラ	
マイク付きヘッドホン	

### 3 貸出条件

- (1) 原則として貸出期間を10日間とする。(他校からの借用希望の状況に応じて延長も可)
- (2) 使用目的外の使用はしない。
- (3) 借業者及び使用者以外の第三者に転貸等はない。
- (4) 返却期日を厳守する。
- (5) 返却の際は、ケーブル等の付属品がそろっていることを確実に確認する。
- (6) 機器の取扱いは慎重に行うとともに、紛失や破損等の事故が生じた際は速やかに本校担当に連絡し弁償又は修理する。
- (7) モバイルWi-Fi ルーターに個人のスマートフォン等は接続しない。また、学習時間以外には使用しない。  
\*学習時間以外には借業者が管理する。
- (8) モバイルWi-Fi ルーターの契約データ容量を超過した場合は、データ容量の追加は行わない。  
\*契約は60GB/月です。10日間で20GB以下を目安に使用してください。ルーターで確認できます。

### 4 ICT 機器貸出規定

#### (1) 内容

- ・秋田県立秋田きらり支援学校所有の(2) ICT 機器の貸し出し。

#### (2) ICT 機器

機器名	数量	備考 *同梱物
iPad (ゴールド・スペースグレイ)	2	*充電器、ケーブル、ケース (ブルー、ネイビー)
テレプレゼンスロボット kubi	2	*充電器、ケーブル、台座
モバイルWi-Fi ルーター	2	*充電器、ケーブル
タブレットスタンド	2	卓上
アーム型タブレットスタンド	2	ベッドに装着可能
三脚	2	*三脚ケース
充電式モバイルバッテリー	2	*充電用ケーブル
Web カメラ	6	
マイク付きヘッドホン	2	

#### (3) 貸出対象

- ① 県内幼稚園・保育所・認定こども園等
  - ② 県内小・中・高等学校、特別支援学校
  - ③ 幼児児童生徒が入院している医療機関
  - ④ 入院を必要とする児童生徒が在籍する小・中・高等学校を管轄する教育委員会
- \*その他の教育団体等については、本校担当に御相談ください。

#### (4) 利用までの手続き

- ① 電話で相談 **【連絡先】 病弱教育サポートセンターきらり☆ TEL: 018(838)1181**
- ② 「ICT 機器借用書」のダウンロード → 秋田きらり支援学校ホームページから
- ③ 「ICT 機器借用書」の記入・提出 (1枚目のみ) → 機器の受け渡し時にいただきます。

#### (5) 受け渡しと返却

貸出機器の受け渡しと返却は本校にて行い、その場で動作確認等を行う。